

令和3年
10月1日より

事業者の方へ

消費税のインボイス制度



登録申請 受付開始!

お世話になっております。MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）です。

令和5年10月1日より、

「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されることが決定いたしました。
インボイスを交付できるのは、適格請求書発行事業者のみとなっています。

申請受付開始前にはなりますが、
国税庁の公式情報を元に解説させていただきます。

申請受付開始に備え、ぜひ下記情報をご覧ください。

=====

【1. 概要】

インボイスとは、
売手が買手に対して**正確な適用税率や消費税額を伝えるため**
にあるものです。

インボイス制度とは適格請求書保存方式のことで、
売手にも買手にも関わってきます。

売手：買手から求められた場合にインボイスを交付しなければならない
→交付したインボイスを保存しておく必要あり

買手：仕入税額控除の適用のため、交付を受けたインボイスの保存が必要
※自らが作成した仕入明細書等のうち、インボイスに記載が必要な事項が記載された
取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできる

★インボイスの記載事項★

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**
- (5) **税率ごとに区分した消費税額等**
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【2. 登録について】

登録申請手続きは、「**e-Tax**」をご利用ください。

個人事業者の方はスマートフォンからでの申請も可能です！
※スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス登録センター管轄等については、
国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内にある
「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

【3. 開始時期】

令和3年10月1日より、申請受付開始予定

登録申請手続きはe-Taxをご利用いただくか、当事務所までお問い合わせください。

※出典：国税庁「[インボイス制度の概要](#)」

=====

※情報は2022年9月9日時点のものになります

MiG-p運営事務局（情報配信施策担当）
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 ウノサワ東急ビル3F
電話番号 03-5420-2711
FAX番号 03-5420-2800

※本メールマガジンの配信停止をご希望される方は、
お手数ですが下記リンクからお手続きをお願いいたします。
[配信停止はこちら](#)